

人文系大学院の変容とその課題

橋本鉦市(東北大学)

1. 大学院改革と人文系博士課程

ここ 10 数年にわたり、人文系の大学院(特に博士課程)の在り方は、大きく揺らいできた。それは、1990 年代に入ってから本格化した大学改革によるところが大きい。

大学審議会が発足して以来、その最初の答申が「大学院制度の弾力化」であったことから明らかに、大学院教育は 1990 年代の高等教育改革の最重要項目のひとつとして挙げられてきた。学位制度、大学院評価、量的整備など様々な課題が審議の俎上に載せられ、わが国の大学院の改善・改革が図られてきた。しかしながら、これらの答申においては、大学院の「制度」面での設計と改革が優先事項であったと言える。

こうした改革の中で、人文系(「人文・社会科学系」もしくは「人社系」として、社会科学とともに呼び習わされている)大学院が常に問われてきたのは、低調な博士学位の授与状況である。すでに平成 3 年 2 月の答申「学位制度の見直し及び大学院の評価について」の中で指弾され、課程制大学院制度の趣旨が十分理解されていないと指摘され、平成 8 年 10 月の「大学院の教育研究の質的向上に関する審議のまとめ」の報告でも、「人文社会系の大学院において博士の学位の授与を促進することが課題であり、担当教員には、課程制大学院の趣旨に即した意識改革とともに、指導上の工夫が求められる。また、学位授与に至るまでのプロセスを明確にすることなどにより、学生が段階を踏んで円滑に課程を修了するようにすることが望まれる」とされているのである。また平成 10 年 10 月の答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」に添付された別紙2には、「高等教育における現状の問題点」として、「大学関係者のみならず、学生、社会、産業界等から」は「大学院の目的や役割が多様化しているにもかかわらず、研究者養成が中心であるという従来の意識があり、研究者養成、高度専門職業人養成それぞれの目的に沿った体系的なカリキュラムの整備が十分でない。研究者養成の機能面では、早期に高度な研究を遂行することが重視される余り、狭い専門に閉じこもりがちで、豊かな学識などを培う教育の機会や場の配慮が十分でない。大学等の教員となることを意識した教育も行われていない。また」、「人文・社会系における博士学位の授与が進んでいない。このため、我が国の人文・社会系の大学院教育は、留学により学位取得を希望する外国人学生にとって魅力のないものとなってしまう」として、再度、人文系での博士学位の低調な授与状況が問題点としてあげられている。

大学関係者にこうした認識は共有されていたものの、しかし 90 年代を通じた審議過程では、人文系大学院の学位問題は、理科系の大学院との「均衡ある発展」といった文言に表されているように、微温的な改善期待の中で間欠泉的に吹き出す程度であり、また平成 10 年あたりから急浮上してくる専門職大学院の制度設計などに隠れて、具体的な教育課程の改革については、審議の表舞台からは影を潜めてきたと言っている。

2.「教育の実質化」

文科系の博士学位については、理科系もしくは国際的な比較から、その低調な授与状況が指弾されてきた感が強い。しかし、学位とは教育課程(学位プログラム)の修了証明書に他ならないから、学位が授与されていないと言うことはその教育課程が十全に機能していないことの裏返しでもあり、この認識がとくに文科系大学院には希薄だったことを意味する。大学改革が、量的な重点化が図られその制度的な定着が進展していけば、ますます質の問題がクローズアップされてくることになり、もはや単に分野ごとの問題だというロジックはもはや通用しない。

人文系大学院の教育面に関する議論が深められるのは、専門職大学院制度の審議が一段落した 16 年度に入ってからのことである。その際のキーワードは、「教育の実質化」である。「実質化」が問われることは、すなわちこれまでその教育課程が有名無実化しているとの中教審の現実認識の裏返しであり、それは教育課程の修了証としての博士学位(課程博士)が人文系ではほとんど授与されてこなかったことに象徴的に表されているとするものである。したがって、改革の焦点は、教育プログラム(博士課程)の改革、すなわち博士学位の授与状況の改善に集約されるのである。

たとえば、大学院部会(第 18 回、平成 16 年 4 月)には、専門職大学院と既存の研究者人材養成を主とする大学院教育との関係、あるいはその内容などについて実質的な議論が深められてきており、また 16 年 6 月の 4 日に開催された 6 月の第 20 回大学院部会では、大学審議会以降に実施してきた政策の分析・評価(『これまでの主な大学院政策の分析・評価の視点』(案))の中で、「＜大学院の目的・役割＞(平成 10 年 大学審議会)」について、「大学院における学術研究の高度化と優れた研究者の養成機能の強化」が挙げられていたことに触れ、「大学院における学術研究は、理工系については諸外国と比して高い水準にあると見てよい」のではないかと提起しつつも、「人文社会(文系)については、平成 3 年の学位規則改正後、多少の改善傾向は見られるものの、依然低調ではないか」と評価している。また、7 月の 23 回会合でも、「人文社会科学系において深刻な問題は、修了、卒業、単位取得退学、中退等様々な学歴が混在しており、単位取得をもって修了とみなす雰囲気が存在する。学位授与に至る修了要件を整理、明確化する必要があるのではないか。」「人文社会科学系では、10 年、20 年も全く学位を授与しないまま存続している大学院があり、学位授与の促進策を積極的に検討する必要。」との意見が開陳されている。

中教審は、産業界等の有識者からのヒアリングなどを経て、8 月の大学院部会(第 24 回)で、『大学院部会における審議の概要(案)』がとりまとめている。これまでの審議の要点として、「世界における社会・経済・文化のグローバル化、我が国における少子高齢化などが進む中で、大学院は「深い知的学識を涵養する高度な教育の課程を提供する場」として、その使命を再認識し、より積極的に果たすことが必要」であるとした上で、「このため、「大学院における教育の課程の組織的展開の強化(大学院教育の実質化)を図ることが、大学改革の重要課題」であり、「審議は、この点に集中した議論を行うこととし、我が国の課程制大学院制度の趣旨を踏まえ、それぞれの課程の役割・目的等を基本とし、大学院教育の実質化を図るためには、どのような方策を展開するべきかについて、各審議事項ごとに検討」してきたと整理している(I「審議の進め方とこれまでの審議の流れ」)。具体的に、大学院教育の実質化を図るためのポイントとして、9 つの視点があげられている。このうち人文社会科学系については、「学位授与の円滑化については、これまで学位制度の見直し、関係者自身の意識改革とその自主的努力によ

り、徐々に改善傾向が見られるが、特に、人文社会科学系については、未だ不十分」であるとして、課程博士のコンセプトの徹底と今後の論文博士制度のあり方、さらに詳細な論文指導のあり方が提起されている。ただ、この時点では(「審議の概要」(案))、大学院教育全般に関する審議が進められており、特に上記のように、相変わらず博士学位授与の低調さが指摘されているものの、人文系について特別な審議がされてきているわけではなかった。しかし、この後、学問分野別のワーキンググループによって審議することが今後の課題として提起されている(「III 今後の学問分野別等の審議で検討すべき事項」)。

3. 本格的な改革審議:「教育の実質化」(平成 16 年度以降～)

これを受けて、学問分野別のワーキング・グループ(WG)が設置され、人文系でも詳細な審議検討が継続されていく。平成 17 年6月には中間報告、そして 17 年 9 月に「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－」を答申する。この答申には、大学院教育全般について記述されているが、人文社会系 WG の議論とその報告書も添付されており、大学院教育のプログラムや指導体制について、かなり踏み込んだ提言と改善案が提示されている。

まず、「大学院教育の実質化の方策」として、「課程制大学院制度の趣旨に沿った教育の課程と研究指導の確立」をおこなうとして、「円滑な博士の学位授与の促進」の必要性をあげている。すなわち、「博士の学位授与の円滑化については、これまで、学位制度の見直しや関係者自身の意識改革とその自主的努力により、徐々に改善傾向が見られるが、特に人文・社会科学系については、いまだ不十分である。…。このような状況を踏まえ、課程制大学院の本来の目的、役割である、厳格な成績評価と適切な研究指導により標準修業年限内に円滑に学位を授与することのできる体制を整備することが必要である。その際、これらの取組が大学院教育に求められる学生の個性、創造性の伸長に資する教育・研究指導を妨げるものであってはならないことにも留意すべきである。」としたのである。とくに、「人社系大学院の博士課程」については、5年一貫制博士課程も提唱されているが、従来の区分制(前期 2 年+後期 3 年)の下では、「様々な事情から大学院に多様な学生が進学し、…学生が求める教育機能が多様化しつつある」博士課程(前期)と並行する形で、「当面、同一専攻の中で、博士課程の前期・後期を通じた研究者養成プログラム」を行う必要があるとし、前期課程の修士論文の比重を軽減化し(「博士課程(前期)の修了時においては、修士論文作成による過度の負担を軽減しつつ、5年間の教育が有機的につながりを持って行われることが求められる」とした上で)、その「研究者養成プログラムでは、将来、それぞれの専門領域において研究者として自立できるだけの幅広い専門的知識と研究手法や研究遂行能力、さらには専門分野を超える幅広い視野を修得させる必要がある」とした。またその「教育・研究指導の在り方」としては、「優れた研究者を養成する観点から、博士課程の前期・後期の5年間を通じた体系的な教育課程を編成し、その上で、博士課程(後期)にあっては、個別教員による適切な指導に重点を置くなどの工夫が必要である。また、研究能力の育成のみならず、学生に対する優れた指導力を備えた大学教員の育成という視点にも十分配慮した教育を行うことが求められる。分野によっては、必要に応じて、博士の学位を取得するまでの間に、サマー・インスティテュートや学会等を含め、一定期間外国の大学等で教育やトレーニングを受ける機会を提供したり、国内外の学術

雑誌に英語論文を投稿するよう促すことが有効である。」

加えて、「人社系の大学院における教育効果をより高め、学位授与の円滑化を図るとともに、学位取得に至るまでに必要とされる学修や研究活動の内容・成果を学生が事前に理解できるようにするためには、学位論文に係る研究についての中間発表、学生の研究遂行能力を適切に把握するための専門分野及び周辺分野の理解度に関する口頭試験の実施、論文公聴会、論文審査会等の中間的な段階を適切に設定していくことが有効である。」

さらに、「課程の修了に必要な単位は修得したが、標準修業年限内に博士論文を提出せず退学したことを、いわゆる「満期退学」又は「単位取得後退学」と呼称し、制度的な裏付けがあるかのような取扱い、課程制大学院の本来の趣旨にかんがみると適切ではない。今後、課程制大学院の趣旨の徹底を図り、自立した研究者として一定の能力を備えていると認められる者を厳格に認定し、認定された者に対しては積極的に学位を授与することを通じ、学位の質を維持しながら、このような取扱いを順次解消していくよう関係者に促すことが必要である。」としている。

また、この答申や添付された人社系 WG の報告書には、従来の論文博士の取り扱い、教員の FD などによる指導能力の向上や、大学院生に対する経済的支援策や大学院の環境整備なども盛り込まれてはいるが、その改善案の主眼は「教育の実質化」であったことは間違いない。

いずれにしても、課程の修了証としての学位授与の理念と制度を徹底すること、すなわち「博士課程の教育の実質化=博士学位の授与」が求められているわけである。

この答申をふまえ、平成 18 年度から平成 22 年度を実施期間とする「大学院教育振興施策要綱(案)」が中央教育審議会大学分科会大学院部会(第 35 回)で提起され、人文系の大学院については、自然科学とのバランスの取れた発展のために、重点的な強化・支援の実施を図ることが盛り込まれた。

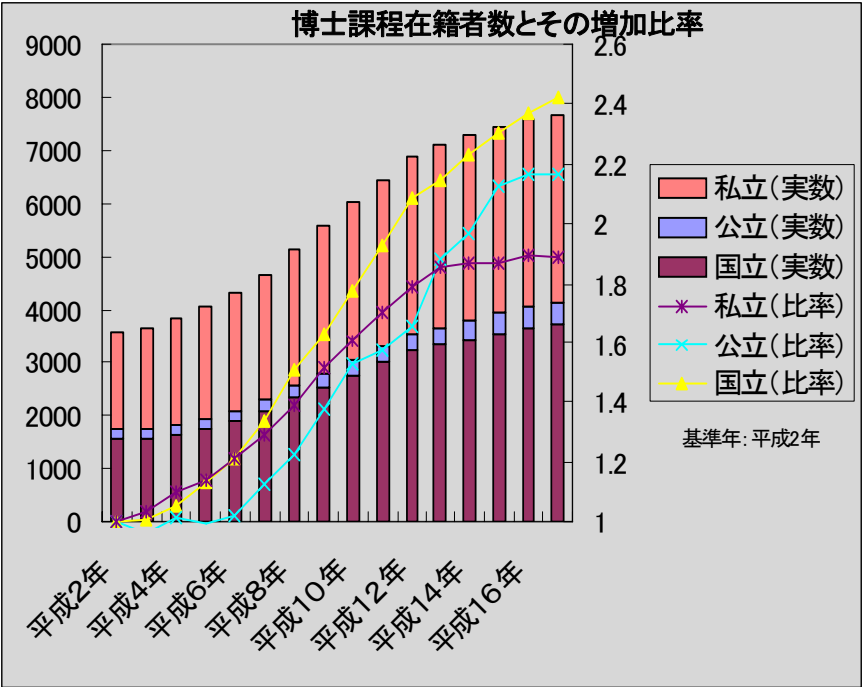
4. 人文系大学院の変容と現状

こうした大学審一中教審の審議や答申は、これまで大学院の制度的な整備のみならず、学問の自治や研究の自由といったこれまで大学院側が踏み込むことを許さなかった領域に着いてまで、一歩踏み込んだものとして評価できよう。

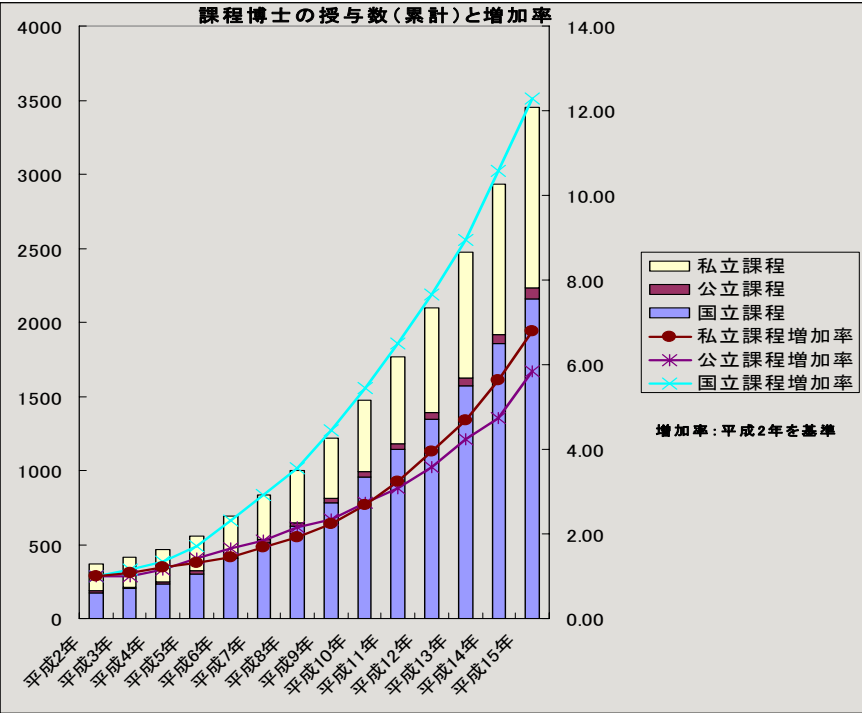
大学院教育のプログラムに着目すれば、政府側が大学側もしくは教員側に院生への指導と教育の徹底を求めるといった答申を突きつけることは理の当然だとしても、しかし、ここ 10 数年来拡大を続けてきた人文系大学院(博士課程)にとってみれば、博士在籍者、学位取得者、卒業者の急増は、単に指導体制の改善と学位授与の活発化といった話だけでは、現状に対応できなくなっていることも確かである。

図表 1 は、1990(平成 2)年以降の人文系大学院の博士課程在籍者数の推移であるが、ここ 15 年の間に、全体では 2 倍以上、特に国立では 2.4 倍にもふくれ上がっていることがわかる。また、図表 2 は、課程博士の授与数の推移であるが、平成 2 年度には 400 にも満たなかった昭和 31 年度の新制学位令以降の累積数が 15 年度現在で 3,500 名近くになっており、ここ 10 数年あまりで博士取得者は 10 倍以上にまで増加している。これらに占める留学生が占める割合も低くはないだろう。

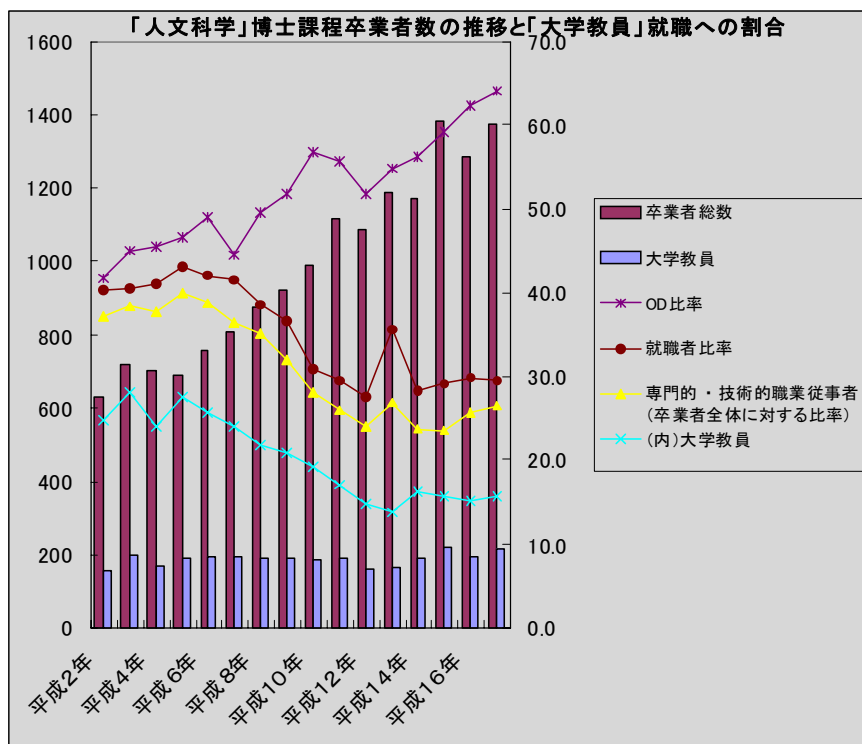
図表 1



図表2



図表 3



しかし、容易に想像されることだが、人文系の博士修了者ならびに博士学位取得者を収容できるほどに、高度専門的な労働市場が用意されているわけではない。ここ 15 年の卒業生数とその就職率の推移をトレースした図表 3 からは、在籍者・卒業生が激増して「就職者」の割合も 10 ポイント以上低下して 3 割まで落ち込んでいる(言い換えれば、「無業者」ならびに「死亡・不詳」が 7 割近くまで増加している)。就職した者でも、専門的・技術的職業に就くものの割合も 1990 年当時に比べて大きく低下してきたことが見て取れ、これまで就職先の典型であった「大学教員」の絶対数はそれほど増加しているわけではないから、その比率も今や 15% 程度にしか過ぎない。また 3 年の所定年限での卒業がおぼつかない大学院生(OD)も急増している。逆に言えば、今日では、博士学位は限定的なアカデミック・ポストへのミニマムな参入証となっていることを伺わせる。

以上のように、90 年代前半からの人文系大学院(博士課程)の在籍者や学位取得者の増加は、大学審議会(中教審)が常に政策課題としてあげてきた大学院の量的拡大、重点化の成果として評価できよう。むしろ、16 年度の答申が発表される以前から、大学院側はその政策意図に、余りに「感応的」であったとも言えるだろう。しかしその一方で、アカデミック・ポストは増大しておらず、それらを含めた専門的職業に就く卒業生の割合も低下してきている一方で、修学年限を超えたいわゆる OD も次第に蓄積されてきていることも、厳然とした事実なのである。

5. 人文系博士の急増とその労働市場

そもそも 90 年代初頭から展開されてきた大学院教育の量と質の両面にわたる拡充政策は、諸外国の先進的な学術研究レベルに伍して国際的な貢献を果たし、今後ますます高度専門化する知識情報社会に必要な人材を養成していくことに、当初の目的と意図が存していた。そうした政策意図は人文系においても変わらない。そして人文系の博士学位取得者が増えていることは、確かにその教育課程、指導体制が整備されてきていることの証左でもあり、まさに中教審のいう「教育の実質化」が進んできていることの一端でもある。しかし重要なのは、前期課程で入口管理をし、博士課程進学者を絞り、また在籍期間を長期化させて、予定調和的にアカデミック・ポストとの需給バランスを図ってきた人文系大学院にとって、今後はこの激増した博士学位取得者をいかに捌くかという課題が急浮上してきているといっても過言ではない。つまり、人文系大学院を取りまく現実、政策意図をはるかに超える形で急速に進展しており、さらにそうした状況が新たな課題を大学院側に突きつける格好となっている。

大量の学位取得者、OD、無業者などをどう処遇するか。今後の想定されるシナリオは、次のようなものである。まず、これまで以上に、メリトクラティックな競争が熾烈化し、可視的な選抜が貫徹されてアカデミックなマーケットへの配分が進んでいくことは確かだろう。しかし、そうしたアカデミック・ポストへの就職・採用者はもはや少数派であり、学振の特別研究員 (PD) などの受け皿を拡充するなどの方策も有効だろうが、今後大幅に増加することは期待できそうにない。したがって、従来とは異なる就職ルート、大学とともにも院生の側も見出していかなざるを得ない。たとえば、上記の 2005 年答申 (人社系 WG 報告書) でも触れられているように、人文系大学院が歴史、言語、民族、文化等の分野で長年培ってきた方法論や知識は、世界的な規模での現代的諸問題の分析・解決に積極的な貢献を果たすことが期待でき、またそうした専門的な人材を国際機関などに供給できるはずである。大学院ならびに教員側も、そうした専門市場を開発していく努力が求められていくだろう。また、従来なら、博士学位の取得者が自ら進んで就こうとはしなかった領域に進出することで、その分野の職業的威信が高まり、それが逆に誘い水となって新たなマーケットが開拓されていくこともあり得るだろう。

すでに量と質の改革の両輪が大きく回り始めている以上、人文系大学院 (特に後期課程) はこれまでのように大学教員を再生産するだけではなく、高い専門的知識と方法論を持った博士 (Ph.D.) を各界・各層へと大量に輩出し、また彼らが新たな市場を切り開いていくことで、国内外の「知識化社会」への貢献度を高めていくというのが、今後の正統的な方向性であると考えられる。

(注) 大学審議会・中教審の答申などについては、『大学審議会全 28 答申・報告集』(2002、ぎょうせい)ならびに文部科学省ホームページを参照した。またデータ類は『学校基本調査報告書』、『文部省年報』、『大学資料』などを利用した。